



占領下日本の大学とレッド・ページ(その2) : W.C.イールズの新潟大学演説の経緯

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 北海道教育大学 公開日: 2010-07-12 キーワード: 作成者: 明神, 勲 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00004590

占領下日本の大学とレッド・パージ（その2）

—— W. C. イールズの新潟大学演説の経緯 ——

明 神 勲

北海道教育大学釧路校

Red Purge in Universities in Occupied Japan (2)

—— A Study on Eells' Address in Niigata University ——

Isao MYOJIN

Kushiro Campus, Hokkaido University of Education

はじめに

1949年7月19日、C I E 高等教育顧問 W. C. イールズ (Walter Closby Eells) は新制新潟大学開校式の祝辞において、大学から「共産主義教授、学生ストライキおよびストライキ学生の追放」を唱える反共演説（以下、イールズ声明）を行い、教育界におけるレッド・パージの推進を C I E の高官として初めて公言した。イールズ声明以前にも共産主義者の教職からの追放、ストライキ学生の大学からの追放を唱えた人物として東京軍政部教育課長ポール・T・デュベル (P. T. Duppel) が知られている。デュベルは、1949年2月3日、日本大学工学部における演説において学生ストライキの禁止とストライキ学生の退学を勧告したのに続き、東京都教育委員会に対して共産党教員150名のリストをつきつけ退職勧告を行い、3月22日、東京女子経済専門学校卒業式において「共産主義を信奉する教員は全然教育者に不相当である。…米国では共産主義者と判明している人は決して教員には雇われず、また共産主義者であることが証明された教員は直ちに追放される」⁽¹⁾とレッド・パージを公言していた。デュベルのこのような言動はイールズ声明を文字どおり先取りしたものであったが、この時点ではまだGHQの政策を示すものではなく彼の個人的思いつきの域を出るものではなかった。また、デュベルは「占領軍の悪代官」⁽²⁾と評される高圧的で粗野な振る舞い振りが日本側だけでなくGHQ内で問題とされ、第8軍から譴責を受け6月1日付で更迭されることになった。⁽³⁾

これに対してイールズ声明は、イールズの個人的思いつきやスタンド・プレーによるものではなく C I E の方針を忠実に実行したものであった。それ故にイールズの新潟大学演説および引き続き全国反共講演行脚は、占領下日本の大学におけるレッド・パージに大きなインパクトを与えることになったのである。

本稿は、(1) イールズの新潟大学演説に至る経緯の分析を通じて、(2) レッド・パージ政策を C I E がいつ、どのような背景のもとに確立したのかを明らかにし、(3) C I E の反共教育政策展開の諸段階を解

明することを目的としたものである。

一 1949年1月——C I Eの反共教育政策

C I E教育課次長M. T. オア (Mark T. Orr) は、1949年初めの教育課の動向を次のように回想している。

1949年の初めになると、目立って共産主義者の影響が増大し、総司令部の全レベルの勤務者をかき乱すことになり、教育課には、必然的にいっそう積極的な対抗措置をとるよう圧力がかけられた。共産党はいっそう遠慮なく発言していたし、左翼の大学生の戦闘性、マルクス主義教授の著作や教育、日本教職員組合への共産主義者の浸透を懸念した。⁽⁴⁾

オアが指摘するように、1949年1月には反共政策の強化・推進がC I E全体の重点課題として設定されることになった。1949年1月3日、C I E局長D. R. ニュージェント (Donald R. Nugent) は、1949年のC I Eの年間活動計画 (CIE Program for Calender Year 1949) 策定にあたっての基本的観点をC I E各課に指示したが、その中で共産主義に対する対抗措置を重視していたことが注目される。すなわち、1949年の課題の一つとしてC I Eの権限の日本側への委譲について触れた後に、次のように指摘している。

考慮されるべきもう一つの問題は、文化分野における共産主義者の浸透の問題である。この問題に対処する方法に関しては、教育課、情報課、宗教課および文化財課から提出されるプランにおいて高度の優先権が与えられるべきである。⁽⁵⁾

この指示に応じて教育課はその年間活動計画において、「教育課長のオフィスは、教育活動及び文化活動への共産主義者の浸透の問題についてのC I E全体での検討に関する指導、援助、調整とこの危険に対抗する提案の準備に責任を負っている。」と明記し、「このためにC I Eに一つの委員会が設置され、検討が進行中である。《中略》この検討を基にして教育課の活動計画が共産主義の問題に対応できるように修正されることが予想される。」としている。⁽⁶⁾C I E内に設置された共産主義対策のための特別の委員会 (Committee to Study Methods to Combat Communism) は、2月から3月にかけて週2回以上のペースで頻繁に開催され、共産党勢力・戦術の分析、政治教育、反共パンフレット・著作の作成・翻訳・出版計画、用紙割当制度、マスコミ対策など教育・情報に関する広範な反共計画の検討を開始している。⁽⁷⁾

また、C I Eは1月8日付でG-Ⅱに「(a) 日本共産党の組織構成、綱領、活動、人事、戦術等の一般的な説明、(b) 日本の教育制度に侵入している共産主義者の特徴、勢力、方法等や関連する機構、組織、活動」を内容とする説明会の開催を要請し、2月4日、19名のC I Eの代表がこの会議に参加しG-Ⅱと反共対策を協議している。⁽⁸⁾

こうしてC I Eは、1949年1月には共産主義に対抗する“反共”を明確な政策シンボルとして位置づけ、その具体化に組織をあげて着手することになった。

二 ニュージェントの示唆

イールズの新潟大学演説は、C I E局長ニュージェントの示唆に端を発している。1949年4月25日付メモ

においてニュージェントはC I Eのスタッフに次のような示唆を与えていた。

このような重大な時期にあたって、新制大学の開校式に誰かS C A Pの演説者が、単に学問的であるだけでなく教育界における現状の緊要の問題を扱ったメッセージを持っていくべきである。単なる挨拶では骨折り損に終わるばかりでなくまたとない機会の利用を逸することになる。

ロシアにおける『ブルジョワ』学者や『分派あるいは修正主義者』とされた音楽家の追放、「官許」あるいはマルクス主義の路線に沿った歴史の改ざん等、鉄のカーテンの背後で進行しており日本の学生や学者（すべての知識人）の胸につきささる実態を、西欧の民主主義と対比させた学問の自由に関する人心を鼓舞するメッセージ。それは広く新聞、雑誌に引用されることになろう。そのようなメッセージは“デュベル風”ではなく学問的で分別のあるものでなければならない。神は日本の知識人が丁度いまそのようなものを必要としている事を知っている。⁽⁹⁾

ニュージェントは、学問の自由をめぐり西欧民主主義とソビエト共産主義を対比させ、共産主義が学問の自由の侵害者であることを“デュベル風”でなく学問的に暴露した内容のメッセージを披露すること指示する一方で、5月6日、立教大学創立75周年記念講演会において、自ら学問の自由について次のような講演を行い、メッセージの模範を示していた。

知的自由、思想の自由、探求の自由、この三つは金に替えがたい宝物であって、高等教育の存在理由もこゝにある。ある國々では政治上の圧力が藝術、科学を支配し、嚴重に統制している。その研究が政治家を喜ばせないとの理由で学者がその地位から追われた例もある。しかし、日本の大学はこれとは反対に実に明るい。日本の大学の困難は物的なものであってこれは時間と勤勉によって克服される。上記の三つの自由はいま諸君の手にある。諸君はその自由を護らねばならない。なぜなら日本の多くの大学の学生や教授のうちには全体主義的哲学に惑わされている一團があるからだ。『民主的』の名を冠して一般知識人や学生をハエのように引掛け、逃げられなくするクモの巣だ。過去3年に諸君のものとなった自由を護つて、常に知的奴隷に墮さぬよう心がけるべきである。⁽¹⁰⁾

ニュージェントのこのような示唆や演説の背景には、一つには教育・文化分野における共産主義者の浸透に対する危機感があった。1948年初頭以来、G - IIから教育分野における共産主義者の動向に関する相当量の情報（大学における共産主義者の浸透に関する特別報告、個々の大学、学校における共産主義者の動向、共産党の学生運動、教員組合に対する指令、全学連に関する情報等）が継続的にC I Eに送られており、1949年1月における総選挙で共産党が35議席の大躍進をして以来その活動は一層公然化、積極化することになった。ニュージェントは1948年10月に情報分野における反共政策の具体化に着手したのに続き、⁽¹¹⁾先に紹介したように1949年1月には反共教育政策の推進をC I Eの課題とするに至ったのである。

また、アメリカにおける反共的教育動向もニュージェントの示唆の大きな入力になっていたと考えられる。C. L. ジトロンは、「市民の自由にたいする冷戦の影響は、1947年までに国内全体に広がった。」⁽¹²⁾と指摘し、J. J. デイボーア博士（イリノイ大学教育学部教授）が、1947年10月、この新学期の教員養成機関の教育計画を検討した結果として「これらの教育計画の多くは、『恐怖』という言葉が大きな文字で書きこまれるかもしれない。」と指摘していたことを紹介していた。⁽¹³⁾このように1947年には教育界にも及んだ“前(ブレ)・マッカーシズム現象”⁽¹⁴⁾は年々激化の一途をたどる。1948年には、オハイオ州立大学における反共産主義宣誓署名（5月）、ワシントン大学における共産主義者排除の調査、聴聞開始（7月）、共産主義者を教

職不適格者として追放することを定めたメリーランド州のオーバー法の制定など共産主義者追放の動きが顕著となり、1949年1月のワシントン大学の3名の教授解雇、共産主義者の教職からの排除を趣旨としたニューヨーク州のファインバーグ法の制定（4月知事署名、7月施行）に至る。このようなアメリカ教育界における“プレ・マッカーシズム現象”がニュージェントの示唆に影響を与えていたことは明らかである。

三 C I Eのレッド・パージ政策の転換

同時に、この時点でのニュージェントの示唆の内容が、後のイールズ声明と比較すると重要な相違点があったことに注目しておきたい。すなわち、共産主義あるいは共産主義者を学問の自由の破壊者として糾弾する点においては共通であるが、イールズ声明が共産主義者を教職不適格者として追放すべきこと（＝レッド・パージ）を中心的内容としていたのに対して、ニュージェントがこれに全く言及していない点に決定的な相違があった。それはニュージェントとイールズの見解の相違を示すものではなく、C I Eのこれに対する見解＝反共教育政策の段階の変化を意味するものであった。

別稿でも指摘したように、¹⁶⁵かつてイールズはレッド・パージに関してイールズ声明とは異なった見解を示していた。1948年8月、C I S（Civil Intelligence Section 民間諜報局）の特別秘密報告「日本の学校と大学における共産主義者の勢力浸透」に対するコメントにおいてイールズは、「大学教授に関連する問題はいくらか困難なように思われる。政府は、その雇用者が彼らを雇用する政府を転覆するようなことを積極的に唱える人間ではないことを要求する完全な権利と義務を有している。日本政府は、教授スタッフから活動的な共産党員を解雇することについてS C A Pから激励、支持を受けるだろう。」として共産主義者の排除を一般的には肯定しながらも、「教授がどのような個人的信念をもつかという自由は完全に認められるが、もし彼が学生に共産主義の原理を教え込むことにその地位を利用したなら、警告とその結果として解雇のための十分な根拠になると考えられる。」¹⁶⁶とし、共産党員であること自体を教職不適格者の根拠としてはいなかった。それはまた教育課の見解でもあった。¹⁶⁷

さらにイールズは1949年1月、C I Eの年間計画作成にあたり高等教育部門の責任者として計画の構想を示した中で「共産主義的影響と戦う方法」を特別に重視し強調してはいるが、その中でもこの見解は引き継がれていた。先ずイールズは、共産主義的影響に対して禁圧的措置で臨むことについて次のように批判している。

大学と他の高等教育機関における共産主義的影響の問題は深刻で、次第にいくつかの大学でそのように認識され始めている。しかし、大学段階では単なる抑圧の否定的措置を試みるだけで殆ど目的を達成できずにいると見られている。…憲法で言論の自由が保障され、共産党の日刊新聞の発行が認められ、共産党の存在が認められ議会の議員に選出されている限り、同様の信条の自由や表現の自由、大学レベルにおける学生や教授の思想の自由を否定することは全く矛盾している。ある範囲においては、共産主義に対する関心やその原則についての研究は真理を探究する大学社会においてはノーマルで健全な態度と見なさなければならない。すべての重要なイデオロギーは客観的に試されなければならない。¹⁶⁸

イールズはこのように述べた上で、「一定の好ましからざる公然たる行為、例えば、けしからぬポスター、破壊的文書の配布、破壊的あるいは脅迫的行為、教室における共産主義の宣伝等は、すべての組織や個人に適用される大学の規則によって禁止することができる。しかし、これは個人の信条を抑圧することやそのような信条を有している学生の排除とは全く異なる。またそれは、数年前の日本の戦時中の“思想統制”とは

全く異なるものである。」¹⁸とする。すなわち具体的な違法行為に対しては一般的な規則を適用し禁止あるいは処罰を行うということであるから、特定の思想あるいは組織自体を排除、処罰の対象とする発想は全く含まれていなかった。共産主義対策の基本路線も「よりゆっくりと、目立たず、同時に…建設的民主的プログラムの発展の継続的方法によって、より多くのものが達成できると考えられる。民主主義と他の政府の哲学の特徴を建設的に示し、共産主義の理論や実際とを主観的あるいは情緒的基礎からではなく客観的にそれらを比較するように個々の努力がなされるべきである。」¹⁸とし、「共産党のイデオロギーや組織と闘う上で最上のそして長期的にみて唯一効果的な方法は、否定的・禁止的プログラム（negative program）ではなく建設的プログラム（positive program）を通してである。」¹⁹とする1948年8月の方針を再確認している。

イールズは、C I E内ではベルとならぶ反共教育政策の唱導者であったが、1949年1月の時点までは、共産党員であることを理由に教職から追放すべきだという見解を抱いていなかった。また、ベルが既に“negative program”を前面に掲げた反共教育政策の展開を主張していたのに対して、²⁰イールズは“positive program”を基本とする冷静な構想を堅持していた。因に、1948年末から1949年初頭にかけてGHQ内では反共対策が強化されその一環として共産党の非合法化、レッド・パージ構想が挙げられることもあったが、²¹GSはそのような動きに批判的であった。そして1949年4月時点までは、ニュージェントもイールズもGSと同様の立場にあったものと考えられる。

このようにC I Eのレッド・パージ政策は、ニュージェントの示唆がなされた4月下旬からイールズ声明がニュージェントの承認を受けた7月上旬の2ヶ月余の間に明らかに転換を遂げた。この間に何があったのだろうか。

一つには、ドッジ・ラインによる「行政整理・企業整備」の具体化とこれに対する抵抗闘争が激化する中で、GHQの反共政策の鮮明化という過程が進行していた。それは7月4日のアメリカ独立記念日におけるマッカーサー声明に代表されるが、そこでマッカーサーはこれまでの「一部少数破壊分子」、「極左」、「全体主義」等の表現を一步進めて「共産主義」を特定し、これを「多数派のものから政権を窃盗によりまた浸透、欺瞞により少数派のものが奪いとることができるための暴力および脅迫の手段」、「国家のおよび国際的民権はく奪運動」と激しく攻撃し、「かゝる運動に対し法律の効力、是認および保護をこんご与えるべきや否やの問題を提起する。」²²として共産党に対する非合法化を示唆していた。また、5・24全国ストライキをはじめとした全学連の教育防衛闘争の活発化とC I E案を基にした大学法試案要綱案の白紙還元（1949年5月）というC I Eにとっては憂慮すべき事態が大学では進行していた。C I E教育課の高等教育係では、学生ストライキの高揚に対処するために文部省に積極的なアドバイスをすべき時期が到来したと判断し、文部省が各大学に指示すべき学生ストライキ対策の方針案まで準備していた。²³C I Eの政策転換を促進する一因となったのは、これらの動向であったと考えられる。

第二に、政策転換のより直接的、決定的な動因となったのはアメリカ教育界におけるレッド・パージをめぐる新たな動向＝NEA教育政策委員会報告書の登場であった。これについては以下に詳述することにする。

三 アメリカ教育界における“ブレ・マッカーシズム現象”とNEA教育政策委員会報告書

1948年以降アメリカの教育界では、共産主義者の教職からの追放の可否と学問の自由との関係をめぐる論議が大きな争点となっていたが、この論議に決定的な方向づけをしたのは、全国教育協会（National Education Association, 以下、NEAと略記）教育政策委員会報告書「アメリカの教育と国際的緊張」（“American Education and International Tensions”）であった。教育政策委員会はコロンビア大学総長アイゼンハワー元帥、ハーバード大学コナント博士等の知名人を含む16人の委員から構成されるNEA内の重

要な委員会の一つで、コロンビア大学附属師範学校の John K. ノートン博士が議長であった。この報告書は1949年3月、第33回委員会で討議され4月に出版の許可を得、6月8日に公表されたものである。²⁴この報告書は、「国際的緊張の現在の諸情勢は、今学校に居る子供達が大人になった時代迄続きそうであるから、…来るべき事態の一般的性質を予見し、そして学校の反応すべき方法を明示」することを目的とし、冷戦下において全体主義（共産主義）の理念的、实际的挑戦に対抗する教育計画とその具体化の提起を主眼としたものである。それは、「共産主義やその他の形の全体主義に対抗する世界最良の武器は教育である。今日、世界を二つに分っている世界観と政策の衝突において、アメリカならびに世界の期待は教育にかけられている。教育はファシズムと、共産主義に対抗する防壁として定義されたきた。」²⁵とする1949年3月9日、フロリダ州ロリンズ・カレッジにおけるトルーマン大統領演説と基調を同一にするものであった。報告書において教育は、「もし学校がこの危機の時代に於て国家の要求に貢献するような諸問題を発展させるならば、若し学校が大衆をしてこのような貢献が有用であることを納得させるならば、教育は国家の政策の手段として国家から受取る価値のある支持を要求することができるだろう。」と位置づけられていた。報告書では、そのようなアメリカ教育の4つの戦略的基本方向として、以下の諸点を挙げている。

- (イ) 若いアメリカ市民は、ソ連及びアメリカ国内の共産党によって代表されている全体主義の理論及び実際を入れて、一般的なそれらに関して研究する機会を與えられるべきである。
- (ロ) 共産主義あるいは他の種類の全体主義に関して教えることは、これらの教義を奨励することを意味しない。このような奨励はアメリカの学校では許されてはならない。
- (ハ) 学校は強力に若い市民に、アメリカ的生活法の原理に関する明確な理解とか、これらの原理をかれら自身の生活及びかれらの国民生活に生かせる欲求とを與えるべきである。
- (ニ) アメリカ合衆国の共産党員は教師として雇われてはならない。

共産主義者の教職からの排除を明確にした第4点目は、論争的問題に関して一つの方向を示したものとして特に大きな反響を呼ぶことになったが、報告書はその理由を次のように説明している。

教育政策委員会の意見によると、共産党員であることは、アメリカ教育が基盤として立っている自由の原理と完全に矛盾する教義及び主義を固守することになる。このような党員であること及びそれに伴う知的完全性の降伏は、個人をしてこの国における教師としての義務を遂行するのに不適当ならしめる。これと同時に、我々は事實は共産党員ではなく、そして只単にかれらと反対の立場に立つものと意見を異にしているにすぎない教師及びその他の人々を攻撃するのに『赤』とか、『共産主義者』とかいったことばを不注意に不正確に、且つ不正に用いることを斥ける。

自由アメリカの教育の全精神は、教師達が自ら考える自由を持つのでなかったら破滅するだろう。共産党員が教師として雇い入れてならないのは、かれらが陰謀とか計画ある欺瞞を特徴とする運動に参加する結果として、右に述べた権利を放棄することを要求せられるためである。

このようにして教育政策委員会は、反共ヒステリー的な赤攻撃＝“赤狩り”（witch hunt）に警戒を示しつつも、共産党員の教職からの追放＝レッド・パージを宣言したが、それは「アメリカ教育界においてこの10年来最も重要な声明の一つ」²⁶として大きな反響を呼び起こした。この報告書は、1949年7月（3日～8日）ボストンで開催のNEA年次総会において審議に付されることになった。この総会では報告書の扱いが中心議題とされ白熱の論議が行われたと伝えられているが、7月6日、投票の結果最終的に約3000名の総会

代議員の殆ど全員一致の賛成で承認された。²⁷⁾NEAは、全米の教員、校長、教育行政官、その他初等、中等学校教職員42万余名を会員として擁する最大の教育団体であり、「この会議で決定された政策はしばしば全米学校制度の政策となる」²⁸⁾といわれるほど権威と影響力を有していたため、以降この報告書は、実質的にアメリカ教育界における教育綱領としての役割を果たすことになった。勿論、アメリカ大学教授連合 (American Association of University Professors, 以下、AAUPと略記) に代表されるように、この報告書に対して諸々の団体、知識人、司法界、マスコミから批判的見解も主張された。AAUPは、「われわれは、長い間、責任ある地位を保持してきた合衆国市民が、単にある一時期に陰謀家や教条主義者のいる組織に属したという理由で即刻解雇されるとは思えない。われわれは、その人物の行動を規準にして判断するのがその人の権利であると信ずる。」²⁹⁾とし、共産党員であること自体を教職追放の理由とするNEA決議を真っ向から批判した。また、アメリカ教員連盟 (AFT) も、1949年8月、共産党員の教職追放を容認した前年の決定を変更し、AAUPと同様の見解を採択している。³⁰⁾さらにNEA決議擁護のイデオログであるシドニー・フックに対して、これを批判するリベラルな知識人の見解も存在した。³¹⁾

教育界におけるレッド・パージに関して当時のアメリカの世論は、(1) 反共ヒステリー的な“赤狩り”を唱えるマッカーシーやニクソン、及び彼らに同調する知事や議員、非米活動委員会等の反共保守派、(2) 共産主義者の教職追放を容認しつつ反共保守派の見境のない“赤狩り”(witch hunt)や忠誠宣誓を批判するNEAやシドニー・フックに代表される反共リベラル派、(3) 反共ではあるが共産主義者であること自体をもってレッド・パージの根拠とすることに反対したAAUPに代表される反共革新派の三つに大別することができる。しかし、1950年のマッカーシズムの本格的登場は、AAUPはもちろんのことNEAの立場までも危ういものにする事になった。

四 C I E内の論議

C I E内では反共教育政策の推進という点では一致していても、その位置づけや内容、方法については様々な異なる見解が存在していた。例えばタイパーは、1949年3月14日付メモ³²⁾において、「C I Eは全体主義に対する包括的占領政策の必要性を認識すべきである。」としながらも「C I Eは、広範な問題の解決に基礎を置く社会的、教育的再建計画を犠牲にして、全体主義との激しい闘争にその努めを引き込まれるべきでない。」として反共政策オンリーとなることへの懸念を示し、さらに反共ヒステリーを警戒して「言葉の不用意な使用や反共用語は慎むべきである」と指摘していた。「この非常に論争的議論を扱おうとする試みにおいて、C I E内部の内的一体性を可能な限り最高レベルに達成するよう全力を注ぐべきである。」とする記述からして、この段階ではまだC I E内に合意が形成されていなかったことが窺われる。

それは共産主義者の教職追放についても同様であった。これについてルーミス教育課長は1949年10月15日、GSとの会談において「共産主義者は日本の学校制度で教えることを許されるべきではない」という彼の個人的見解を表明すると同時に、「教育課のすべてのメンバーが彼の意見に同意している訳ではないが、それは彼らが共産主義者に同情的であるからではなく、学校からすべての共産主義者を排除するという如何なる動きも『学問の自由は保障する』という憲法第23条に違反すると感じているからである。」としてC I E内には後々まで見解の相違があったことを明らかにしている。³³⁾またトレーナーは、「この問題については教育課内に異なった見解がはびこっており、多くの論議がなされた。教育課内での有力な見解と教育課が採用した公の立場は、共産党員は党のメンバーであるという理由で教師として不適格であるとした1949年のアメリカ教育政策委員会が取った強力な立場に同意するということであった。」と回顧している。³⁴⁾

このような中でニュージェントの示唆に応え演説者の役割を引き受けたイールズは、かつての立場を変更

し、NEA教育政策委員会報告書と同一の立場で、これをテキストに演説草稿を準備作成した。これについてオアは、「高等教育顧問のウォルター・クロスビー・イールズ博士 (Dr. Walter Crosby Eells) は日本の大学で進行しつつあった事態を個人的にも専門家としても責任を感じ、論理と道理の力で共産主義者の影響を鈍らせることができると確信していた。彼はできる限りたくさんの大学構内で演説しようと準備した、極めて攻撃的な演説原稿を書くことで論争を始めた。教育課には異なる意見があったが、その演説はマッカーサー将軍自身にまで通ずる、必要なルートを通して承認されていた。」⁶⁵⁾としている。イールズの新潟大学演説草稿が、マッカーサーの承認を得ていたかどうかは不明であるが、CIE局長ニュージェントは7月8日、これを優れたものと評価して承認を与えた。⁶⁶⁾

このようにして、1949年7月19日、6月30日付で開学祝賀式の招待状を受け取っていた新潟大学におけるイールズ演説が実施されることになった。イールズ演説は、それを発意したニュージェントが予想したように日本の教育界に大きな波紋と現実的な効果を与えることになった。

おわりに

これまでの分析を通じ、イールズの新潟大学演説が、(1) 1949年1月から顕著となったCIEの反共教育政策の鮮明化を背景にニュージェントの示唆により準備が開始され、NEA教育政策委員会報告書の直接的影響の下にその演説内容が作成されたこと、(2) その内容は、ニュージェント示唆以前のイールズおよびCIEのレッド・パージ政策の転換を示すもので、GHQの反共政策の強化、大学における学生ストライキの拡大をはじめとするCIEにとって憂慮すべき事態の進行およびアメリカの教育界におけるレッド・パージをめぐる新たな動向の出現がその動因であったことを明らかにしてきた。レッド・パージに対するCIEの立場は、先に紹介したアメリカ教育界のこれに関する意見分布に対応させると、AAUPに代表される反革新派からNEAに代表される反共リベラル派への転換と譬えることができる。勿論、同じ反共リベラル派といっても、反共保守派が強大で現実的支配勢力となっているアメリカと反共保守派が少数派で反革新派が多数派であった当時の日本では、⁶⁷⁾その果たす役割と評価が異なることは言うまでもない。

また、レッド・パージ政策の転換は、CIEの反共教育政策の新たな展開を示すものであった。別稿でも指摘したように、⁶⁸⁾CIEの教育政策に反共政策が明確な姿を現すのは1948年3月頃であり、同年10月の“Primer of Democracy” (社会科教科書『民主主義』) の発行は本格的な反共教育政策の始動を告げるものであった。反共教育政策推進に関するCIE教育課の基本路線は、建設的・積極的方策 (“Positive Program”) を優先させ禁圧的・否定的方策 (“Negative Program”) をこれに従属させるというものであった。CIE教育課で“Primer of Democracy” 編集の責任者であり政治教育を担当していたH. ベル (Howard Bell) は、政治教育における共産主義者への立ち遅れに重大な危機感を抱き、これまでの基本路線の転換を主張したが、教育課全体としては1949年初頭までは従来の基本路線が維持されていた。しかし、共産主義者の排除と禁圧を鮮明にしたイールズ声明の登場は、反共教育政策推進における両者のバランスを次第に転換させ“Negative Program” を前面に掲げた新たな段階の到来を示すものであった。

[註]

- (1) 『朝日新聞』1949年3月23日付。
- (2) 伊藤吉春『勤評闘争二十年』、音羽書房、1977年、265頁。
- (3) GHQ/SCAP Records, CIE (C) -00506。なお、阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』(風間書房、1983年、38頁) は、デュベルの任期を1949年11月までとしているが、これは誤りである。『日本教育新聞』1949年7月9日付参照。

- (4) マーク・T. オア (土持ゲリー法一訳) 『占領下日本の教育改革政策』, 玉川大学出版部, 1993年, 32頁.
- (5) "CIE Program for Calender Year 1949", 3 January 1949, GHQ/SCAP Records, CIE (B) -06701.
- (6) "Education Division Plan for 1949", GHQ/SCAP Records, CIE (B) -01137.
- (7) この委員会の論議について, マーク・T. オアは「教育課には戦略委員会が設置され, 時に応じて会合をもったが, 確固とした活動方針で一致するには至らなかった。」としている (マーク・T. オア, 前掲書, 32頁).
- (8) GHQ/SCAP Records, CIE (C) -00511, CIE (B) -00395. なお, この会議においてG-IIは「(共産主義者の) 学生全体への影響は小さく, 高等教育機関における共産主義的影響力は減退しつつある」と報告していた (GHQ/SCAP Records, CIE (B) -00387).
- (9) GHQ/SCAP Records, CIE (C) -04288.
- (10) 『朝日新聞』1949年5月7日付.
- (11) GHQ/SCAP Records, CIE (B) -01405.
- (12) C. L. ジترون (深山正光訳) 『アメリカ教員組合運動史』, 労働旬報社, 1972年, 235頁.
- (13) C. L. ジترون, 前掲書, 236頁.
- (14) "プレ・マッカーシズム現象" については, 黒川修司『赤狩り時代の米国大学』(中央公論社, 1994年) および黒川修司「マッカーシズムと学問の自由 年表-その1 [1950年まで]」(『井上円了センター年報』第2巻, 1993年) 参照.
- (15) 明神勲「教員レッド・パージ政策前史-芦田内閣とCIEの反共教育政策-」, 星野喜久三監修『創る 発達と教育』, 川島書店, 1993年.
- (16) イールズからオア宛1948年8月21日付メモ "Comment on CIS Secret Special Report, "Communist Penetration of Japanese School and Universities", 11 August 1948", GHQ/SCAP Records, CIE (B) -02941.
- (17) オアは, 上記のイールズメモに極く一部の変更を加え, 8月24日付でニュージェント宛にメモを送っている.
- (18) "PLAN FOR HIGHER EDUCATION IN 1949", Eells Papers, E-11.
- (19) GHQ/SCAP Records, CIE (B) -02941.
- (20) ベルは, 1948年10月21日付オア宛メモにおいて, 政治教育方針を "positive program" 中心から "negative program" 中心のそれへと転換すべきことを提言している. Trainor Collection, Box No. 46, Political Education (1947, 1949).
- (21) 例えば, GHQ民間通信局 (CCS) 次長 W. L. Wardell の1948年11月30日付民間通信局長宛メモ. GHQ/SCAP Records, GS (B) -01522.
- (22) 『朝日新聞』1949年7月4日付.
- (23) イールズからオア宛1949年5月21日付メモ "Student Strike in Higher Educational Institutions", Eells Papers, E-13.
- (24) 『朝日新聞』1949年6月10日付. NEA報告書の全訳は, 文部省大学学術局調査資料「アメリカの教育と国際的緊張 (1949年4月)」として発刊されている. 本文のNEA報告書の引用はこの資料による. 報告書は, [はしがき, 第1部 展望 (一. 分裂, 二. 相互依存, 三. 恐怖, 四. 希望), 第2部 教育計画 (一. 技術的及び社会的反応, 二. 国際的協力と平和, 三. 全体主義の脅威を迎えること), 第3部 活動の諸方法 (一. アメリカ教育の国際的諸関係, 二. 財政, 三. 教室担当の教師, 四. 州及び国家の活動), 概括] から構成されている.
- なお, 「(1949年4月)」の記述は「1949年4月に出版の許可を得た」という意味であって, 4月に公表されたかの誤解を与えるが, 公表は6月8日である.
- (25) 『時事通信 内外教育版』第149号, 1949年3月22日.
- (26) "Time", June 20, 1949.
- (27) "New York Times", July 7, 1949.
- (28) 今泉孝太郎「アメリカに見る赤い教員追放」, 『改造』第31巻第2号, 1950年2月, 58頁.
- (29) R. F. バッツ・他 (渡部晶・他訳) 『アメリカ教育文化史』, 学芸図書, 1977年, 644頁.
- (30) 同前, 643頁.
- (31) 飯島淳秀「アメリカの大学の自由と共産主義」(『アメリカ研究』第4巻第10号, 1949年10月), 『ニューズウイーク』(太平洋版) 1950年5月25日号, 「アメリカにおける赤色教授追放の真相」(『学生評論』第3号, 1949年12月) 参照.
- (32) GHQ/SCAP Records, CIE (B) -01618.
- (33) GHQ/SCAP Records, GS (A) -01606.
- (34) J. C. Trainor, Educational Reform in Occupied Japan, Meisei University Press, 1983, p. 345.
- (35) マーク・T. オア, 前掲書, 32頁.
- (36) Eells Papers, E-11.
- (37) 当時の日本における反共保守派として, ウィロビーのG-II, 共産党非合法化をマッカーサーにもちかけた吉田首相等をあげることができる.
- (38) 明神勲「文部省著作社会科教科書『民主主義(上)』("Primer of Democracy")の成立経緯」, 『日本の教育史学』第37号, 1994年.
(本学教授・釧路校)